

夜間・早朝等加算算定

厚生労働省の定めた診療報酬点数の算定基準に基づき、下記の時間帯にご来院し、受診される方に関して、診察料（初診料または再診料）に「夜間早朝等加算」50点が加算されます。

下記の時間帯を指定して予約をとられた場合も加算の対象となりますので、予めご了承ください。

ご理解いただけますようお願いいたします。

- ・ 平日の 18 : 00 以降
- ・ 土曜日の 12 : 00 以降

※健康保険証の自己負担割合、お持ちの医療証などにより負担額が変わります。

徳重おかもとクリニック

岡本泰幸